福井県知事の意見	事業者の見解
1　環境影響評価の項目について	
工事の実施による影響要因として、切土工事により発生した残土を対象事業実施区域内に埋め立てや撒きだしを行う場合には、その影響について検討し、必要に応じて埋立地や撒きだし地の存在を影響要因として抽出し、環境影響評価を実施すること。 また、工事中の建設機械の稼働等に伴う動物への影響についても対象項目とするよう検討すること。	工事の実施による影響要因として、切土工事により発生した残土を対象事業実施区域内に埋め立てや撒きだしを行うため、方法書において項目選定しているとおり、地形改変及び施設の存在に係る各環境要素（動物、植物等）として準備書 10.1.7 動物、10.1.8 植物において環境影響評価を実施しました。 工事中の建設機械の稼働等に伴う動物への影響については、評価の基準となるような、騒音・振動による野生動物への影響が科学的に証明された知見が存在しないことから、検討の結果、対象項目として選定しておりませんが、工事中は建設機械及び工事関係車両の稼働削減に努め、可能な限り低騒音型の重機等を使用することで騒音振動の低減を図り、また、改変面積を最小限にとどめ、沈砂桝等を設置することで土砂や濁水の流出を防止し、水の濁りの低減を図る計画としております。
2　調査、予測および評価の手法について	
(1) 施設の稼動による騒音の調査、予測および評価に当たっては、住居等における残留騒音等の現況を的確に把握できる調査地点・時期等を選定するとともに、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集し、複雑な地形や気象等を考慮した適切な予測および評価の手法の選定を行うこと。	施設の稼動による騒音の調査、予測および評価に当たっては、住居等における残留騒音等の現況を的確に把握できる調査地点・時期等を選定しました。 また、最新の知見を収集し、適切な予測および評価の手法を選定し、準備書8章に記載しました。
(2) 水の濁りについては、土砂流出に係るぜい弱性を踏まえた取付道路等を含む施設の配置や構造および土砂流出防止措置などの事業計画を考慮し、必要に応じ地形改変および施設の存在を影響要因に加えること。	工事完了時には土砂流出防止措置を施すとともに緑化、舗装または砂利敷等により復旧する計画であり、県の指導のもと林地開発許可に対応した事業計画とすることから、地形の改変および施設の存在にかかる水の濁りの影響は小さいもの

また、同区域周辺の河川水は、漁業利用や農業用水としての利用が行われていることから、水の濁りに係る調査および予測に当たっては、地形地質・利水等の地域特性および具体的な事業計画を踏まえ、調査等の地点や予測条件を選定するとともに、降雨時の水質を適切に把握するため、調査頻度や測定回数を増やすこと。	と考え、環境影響評価項目として選定しませんでした。 また、水の濁りに係る調査および予測に当たっては、地形地質・利水等の地域特性および具体的な事業計画を踏まえ、調査等の地点や予測条件を選定し、準備書10.1.4水の濁りに記載しました。 また、融雪時の降雨調査について追加して調査を行いました。
(3) 動物（鳥類およびコウモリ）に係る調査方法の詳細、調査の途中経過および結果ならびに影響の評価に当たっては、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の意見を聴取し、その意見を反映すること。 希少猛禽類および渡り鳥に係る調査、予測および評価について、既存風力発電事業における事後調査結果等の最新の知見を収集、活用するとともに、次の事項に特に留意すること。	動物（鳥類およびコウモリ）に係る、調査方法等の詳細については、方法書段階で専門家等からの意見を踏まえて決定しました。なお、調査の途中経過等については専門家等に随時報告し、助言を反映させながら調査を実施しております。 また、希少猛禽類および渡り鳥に係る調査、予測および評価については、陸上風力発電事業の環境影響評価におけるクマタカ・チュウヒの取扱いに関する検討会の最新の知見を参考として行っております。
①希少猛禽類 予備的に生息状況の調査を実施するとともに、調査期間中に繁殖が確認されなかった場合は、専門家等の意見を聴取し、必要に応じて調査期間を延長すること。 予測および評価に当たっては、行動圏および生活史を含む生態を把握した上で、行うこと。	定点調査で得られた情報からクマタカが繁殖している可能性が考えられたため、適切な時期に林内を踏査したところ繁殖が確認されたため、準備書10.1.7動物にその詳細を記載しました。 また、方法書段階の猛禽類の調査計画では、２営巣期に及ぶ調査期間の終了月を8月と設定していましたが、有識者から「クマタカの繁殖成功に備え、調査は9月まで実施し、幼鳥の行動確認に努めると良い」と助言頂いたことも踏まえて1ヶ月延長しました。 なお、予測および評価に当たっては、対象となる猛禽類の行動圏および生活史を含む生態を把握したうえで行っており

②渡り鳥 猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類、小鳥類の各種の渡りのピークとなる時期を十分に含む期間に、風車の羽の回転範囲内外を通過する鳥類の実態を把握すること。 また、降雨や風向・風速等の気象条件によって、渡りルートが変わることから、それら複数の条件を含むように調査日を設定すること。 レーダー調査については、調査地域全域が把握できるよう調査地点を選定すること。 定点観察調査については、調査員の能力が調査精度を大きく左右するため、熟達調査員を複数名配置するなど十分な調査体制とすること。 これらの調査の詳細結果を準備書に記載し、バードストライク等について累積的な影響を評価し、その回避または低減の方法を具体的に示すこと。	ます。 猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類、小鳥類の各種の渡りのピークとなる時期を十分に含む期間において、できるだけ複数の気象条件を含むように調査日を設定するとともに、対象事業実施区域における風車の羽の回転範囲内外を通過する鳥類の実態把握に努めました。 レーダー調査については、対象事業実施区域およびその周辺の上空を渡る鳥の有無およびその高度や主要な渡り経路について可能な限り把握できるように調査地点を選定しました。 定点観察調査については、技能の熟達した調査員を複数名配置する等、精度の高い結果を得られる調査体制を組んだうえで調査を実施しました。 以上の調査結果について準備書10.1.7動物に記載し、バードストライク等への累積的な影響については周辺の他事業の情報や専門家からの意見および最新事例を参考とし、可能な限りその回避または低減の方法について検討しております。
(4) 動物、植物および生態系について、調査の詳細については、専門家等の意見を聴取し、その意見を反映するともに、準備書に調査の実施日時、調査方法、確認された全種のリストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生について影響評価を行い、回避または低減の方法を具体的に示すこと。 特に、小型哺乳類のニホンヤマネおよびニホンモモンガについては、巣箱を設置し、その利用状況から生息状況を把握すること。 また、源流域の沢や止水域を主要な生息環境とする希少な水生生物について、最新の知見を踏まえ、調査を行い、土砂の流出等によ	動物、植物および生態系の調査の詳細について、調査の実施日時、調査方法、確認された全種リストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生について影響評価を行い、準備書10.1.7動物、10.1.8植物、10.1.9生態系に記載しました。 回避または低減の方法については、専門家からの意見を反映したうえで準備書10.2環境保全措置に示しました。 なお、本事業の対象事業実施区域内には既設の道路や林業用の作業道が存在し、生息環境の新たな分断や減少による小型哺乳類への事業による影響は小さい

る影響について、予測および評価を行うこと。	と想定できたことから、巣箱を用いた調査を実施しておりませんが、対象事業実施区域及びその周辺において樹洞の有無について調査を行うことで生息状況の把握に努めました。 また、源流域の沢や止水域を主要な生息環境とする希少な水生生物については、最新の知見を踏まえての調査を行い、準備書10.1.4水質の結果を踏まえ、土砂の流出等による影響についての予測および評価を行いました。
(5) 植物の調査については、尾根以外の斜面にも調査地点を配置するとともに、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。さらに、シカの生息範囲が広がることにより、重要な植生や希少植物の生育への影響を及ぼすおそれがあるため、シカの生息密度調査を実施すること。 また、自然環境を改変する場所については、外来植物の侵入状況の把握およびその対策の方法について、準備書に記載すること。	植物の調査については、生育が想定される種および植生の状況を網羅的に確認できるように、尾根以外の斜面を含めた区域を調査対象範囲とし、また、早春に開花する種について配慮した調査時期を設定した上で実施し、その結果を準備書10.1.8植物に記載しました。 シカについては、福井県の調査事例に基づいたシカの生息密度調査を補足的に実施し、その生息範囲について検討を行い、準備書10.1.7動物に記載しました。。 また、自然環境を改変する場所における外来植物の生育状況を把握し、それらの生育範囲拡大や外来植物の侵入を防止する対策について、準備書10.2環境保全措置に記載しました。
(6) 景観に係る眺望点として、若狭湾国定公園の公園計画に位置付けられた猪ヶ池園地を追加すること。 眺望の確認を行う際は、季節、時間を変えたフォトモンタージュを行うこと。その際、風力発電機に加え、施工による森林伐採や取付道路の設置についても考慮するとともに、撮影ポイントを広角的にとらえた写真による評価を行うこと。	景観に係る眺望点として、猪ヶ池園地を追加しました。 フォトモンタージュの作成にあたっては、眺望点の利用状況を踏まえ、必要に応じて季節、時間を変えて実施しました。その際、必要に応じて森林伐採や取付道路設置についても考慮するとともに、人間の視野特性に近い水平画角60°程度で撮影した写真を用いました。

その評価に当たっては、「国立・国定公園内おける風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省・平成 25 年）を参照すること。	その評価に当たっては、方法書記載のとおり「国立・国定公園内おける風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省・平成25年）を参照しました。
３　環境影響評価準備書の作成について	
(1) 本事業における風力発電機の位置、出力、基数等および工事内容等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測、評価結果を記載すること。 なお、対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造など事業計画の更なる検討に当たっては、重要な自然のまとまりの場である国定公園および水源かん養保安林の改変を極力回避する計画とし、それらの検討経緯および内容についても、具体的に記載すること。	本事業における風力発電機の位置、出力、基数等および工事内容等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測および評価の結果を記載しました。 また、事業計画の更なる検討に当たっては、重要な自然のまとまりの場である国定公園および水源かん養保安林の改変を極力回避する計画とし、それらの検討経緯および内容について、準備書2章に記載しました。
(2) 調査および予測の地点、時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。	調査および予測の地点、時期等について、準備書8章に具体的に選定理由を記載しました。
(3) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。 なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。	現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連するように準備書10章に整理しました。 なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、保護の観点について十分配慮しております。
(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。 また、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先しました。 また、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証するとともに、その経過について準備書10.2環境保全措置に整理しました。

これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。	
(5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。	準備書の作成に当たっては、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮しました。
(6) 住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めること。	住民等が準備書について十分に理解し、意見を述べられるように、周知等については引き続き丁寧な対応を努めております。
(7) 環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後においても、図書の公開に努めること。	環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後における図書の公開については、現在検討中です。